

改正後	現行	備考	差分
大口定期貯金規定	大口定期貯金規定		
<u>1</u> 取扱店の範囲	<u>1. (取扱店の範囲)</u>		変更
大口定期貯金（以下、「この貯金」といいます。）の預入れ、解約または書替継続は当店で取 <u>り</u> 扱います。ただし、通帳の場合は <u>2</u> 件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取 <u>り</u> 扱います。	大口定期貯金（以下、「この貯金」といいます。）の預入れ、解約または書替継続は当店で取扱います。ただし、通帳の場合は <u>2</u> 件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。		変更
<u>2</u> 預入最低金額	<u>2. (預入最低金額)</u>		変更
<u>3</u> 貯金の支払時期	<u>3. (貯金の支払時期)</u>		変更
<u>4</u> 証券類の受入れ	<u>4. (証券類の受入れ)</u>		変更
(1) 小切手その他の証券類を受 <u>け</u> 入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、2027 年 2 月 1 日以降他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u>	(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。		追加
(2) 受 <u>け</u> 入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取 <u>り</u> 消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、受入店で返却します。	(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、受入店で返却します。		追加
<u>5</u> 利息	<u>5. (利息)</u>		変更
(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の <u>2</u> 年後の応当日から預入日の <u>5</u> 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。	(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の <u>2</u> 年後の応当日から預入日の <u>5</u> 年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。		変更
<u>a</u> 預入日から満期日の <u>1</u> 年前の応当日までの間に到来する預入日の <u>1</u> 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。	<u>①</u> 預入日から満期日の <u>1</u> 年前の応当日までの間に到来する預入日の <u>1</u> 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。		変更
<u>(a)</u> 現金で受 <u>け</u> 取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。	<u>A</u> 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。		変更
<u>(b)</u> 貯金口座へ振 <u>り</u> 替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。	<u>B</u> 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。		変更
<u>b</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差 <u>し</u> 引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。	<u>②</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。		変更
(3) 第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項により満期日前に解約する場合および第 <u>6</u> 条第 <u>5</u> 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。	(3) 第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項により満期日前に解約する場合および第 <u>6</u> 条第 <u>5</u> 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。		変更

改正後	現行	備考	差分
a 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の (a) 、 (b) および (c) ((b) および (c) の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切 り 捨てます。ただし、 (c) の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、もっとも低い利率。	① 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A 、 B および C (B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、 C の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、もっとも低い利率。		変更
(a) 解約日における普通貯金の利率	A 解約日における普通貯金の利率		変更
(b) 約定利率－約定利率×30％	B 約定利率－約定利率×30％		変更
(c) 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$	C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$		変更
なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入 れ するとした場合、その預入 れ の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。	なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。		追加
b 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の (a) および (b) の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下は切 り 捨てます。ただし、 (b) の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、いずれか低い利率。	② 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、 B の算式により計算した利率が 0 %を下回るときは 0 %とします。) のうち、いずれか低い利率。		変更
(a) 約定利率－約定利率×30％	A 約定利率－約定利率×30％		変更
(b) 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$	B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$		変更
(4) この貯金の付利単位は 1 円とし、 1 年を 365 日として日割で計算します。	(4) この貯金の付利単位は 1 円とし、 1 年を 365 日として日割で計算します。		変更
6 貯金の解約、書替継続	6. (貯金の解約、書替継続)		変更
(3) 前項の解約または書替継続の手続 き に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続 き を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。	(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。		追加
(5) この貯金は、 a 、 b(a) から (f) および c(a) から (e) のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 a 、 b(a) から (f) または c(a) から (e) の一にでも該当する場合には当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。	(5) この貯金は、 第1号 、 第2号A から F および 第3号A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 第1号 、 第2号A から F または 第3号A から E の一にでも該当する場合には、 当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。		変更
a 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合		変更
b 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合		変更
(a) 暴力団	A 暴力団		変更
(b) 暴力団員	B 暴力団員		変更
(c) 暴力団準構成員	C 暴力団準構成員		変更

改正後	現行	備考	差分
(d) 暴力団関係企業	D 暴力団関係企業		変更
(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等		変更
(f) その他前各号に準ずる者	F その他前各号に準ずる者		変更
c 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合	③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合		変更
(a) 暴力的な要求行為	A 暴力的な要求行為		変更
(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	B 法的な責任を超えた不当な要求行		変更
(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		変更
(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為		変更
(e) その他前各号に準ずる行為	E その他前各号に準ずる行為		変更
7 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等	7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)		変更
(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 け 出てください。	(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。		追加
8 成年後見人等の届出	8. (成年後見人等の届出)		変更
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 け 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。		追加
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 け 出てください。	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。		追加
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届 け 出てください。	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届出てください。		変更
(4) 前 3 項の届出事項に取消 し または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 け 出てください。	(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。		変更
(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
9 印鑑照合	9. (印鑑照合)		変更
定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 り 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。		追加
10 盗難通帳・証書による払戻し等	10. (盗難通帳・証書による払戻し等)		変更
(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し	(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し		

改正後	現行	備考	差分
(以下、本条において「当該払戻し」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。	(以下、本条において「当該払戻し」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。		
a 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること	① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		変更
b 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること		変更
c 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること		変更
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除 きます 。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除 く 。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。		変更
(3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		変更
(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。	(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。		変更
a 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること	① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること		変更
(a) 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと	A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと		変更
(b) 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと	B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと		変更
(c) 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと	C 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと		変更
b 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと	② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと		変更
(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項に 基 づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項に もと づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。		変更
(6) 当組合が第 2 項の規定に 基 づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度	(6) 当組合が第 2 項の規定に もと づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限		変更

改正後	現行	備考	差分
において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。	度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。		
(7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	(7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。		変更
11 譲渡、質入れの禁止	11. (譲渡、質入れの禁止)		変更
12 通知等	12. (通知等)		変更
13 保険事故発生時における貯金者からの相殺	13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)		変更
(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。	(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。		
a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。	① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。		変更
b 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。	② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。		変更
c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。		変更
(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。	(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。		変更
a この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。	① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。		変更
b 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。	② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。		変更
(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。		変更
14 休眠預金等活用法にかかると異動事由	14. (休眠預金等活用法に係ると異動事由)		変更
当組合は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。))にもとづく異動事由として取り扱います。		変更
a 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払にかかるとを除きます。))	① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るとを除きます。))		変更

改正後	現行	備考	差分
b 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に かかる 債権を有する者を指し、以下、 「貯金者等」 といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第1項に 基 づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り ます。）	② 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に 係る 債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第1項に もと づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り ます。）		変更
(a) 公告の対象となる貯金であるかの該当性	A 公告の対象となる貯金であるかの該当性		変更
(b) 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に 基 づく通知を受け取る住所地	B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に もと づく通知を受け取る住所地		変更
c 貯金者等からの申し出に 基 づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと	③ 貯金者等からの申し出に もと づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと		変更
15 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等	15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）		変更
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。		
a 第14条に掲げる異動が最後にあった日	① 第14条に掲げる異動が最後にあった日		変更
b 将来における貯金に かかる 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に かかる 債権の行使が期待される日として次項において定める日	② 将来における貯金に 係る 債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に 係る 債権の行使が期待される日として次項において定める日		変更
c 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 きま す 。）に限り ます。	③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 く 。）に限り ます。		変更
d この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日	④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日		変更
(2) 第 1 項 b において、将来における貯金に かかる 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に かかる 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。	(2) 第 1 項第 2号 において、将来における貯金に 係る 債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に 係る 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。		変更
a 預入期間、計算期間または償還期間の末日	① 預入期間、計算期間または償還期間の末日		変更
b 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期	② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日		変更
(a) 第14条に掲げる異動事由	A 第14条に掲げる異動事由		変更
(b) 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 きま す 。）に限り ます。	B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 く 。）に限り ます。		変更
c 法令、法令に 基 づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 い が停止されたこと 当該支払停止が解除された日	③ 法令、法令に もと づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日		変更

改正後	現行	備考	差分
d この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続 き が終了した日	④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日		変更
e 法令または契約に 基 づく振込 み の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日	⑤ 法令または契約に もと づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日		変更
16__ 休眠預金等代替金に関する取扱い	16. __（休眠預金等代替金に関する取扱い）		変更
(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に 基 づきこの貯金に かか る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。	(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に もと づきこの貯金に 係 る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。		変更
(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に かか る休眠預金等代替金債権の支払 い を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 い を受けることができます。	(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に 係 る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。		変更
(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申 し 出および支払 い の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。	(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。		変更
a この貯金に かか る休眠預金等代替金の支払 い を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと	① この貯金に 係 る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと		変更
(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払 い を請求することを約します。	(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。		変更
a 当組合がこの貯金に かか る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること	① 当組合がこの貯金に 係 る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること		変更
b 前項に 基 づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと	② 前項に もと づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと		変更
(5) 本条については、休眠預金等活用法に 基 づきこの貯金に かか る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。	(5) 本条については、休眠預金等活用法に もと づきこの貯金に 係 る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。		変更
17__ 規定の変更等	17. __（規定の変更等）		変更
以上	以上		
(2026 年 10 月 1 日現在)			追加